平成30年度「水産物」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注意】

- 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」 (輸入注意事項55第90号)に基づく申請手続をしてください。
- 申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。
- ・ 書類審査においては、申請書類を持参する者の本人確認を行いますので、申請書類を持参する 方は、別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類(社員証、運転免許証、健 康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。)を併せて御用意 ください。

なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。

・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原 則として認めていません。(認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファ イルを御参照ください。)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

<対外決済の事実を証する書類の提出について>

本年度から「水産物」の輸入発表に基づく商社割当てA 1 (実績割当て)の申請時においては、 <u>誓約書を提出することによって自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類(以下、対外決済書類という。)の写しを提出する必要がなくなりました。</u> ただし、5の(1)の③の場合は提出の必要があります。その場合、当該対外決済書類の写しの提出について申請受付日の翌日以降に、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載しますので、掲載日の翌日から起算して2営業日以内に当該対外決済書類の写しを提出してください。また、その他、<u>後日、国内決済取引であるとの疑義</u>が生じた場合など、必要に応じて対外決済書類等を確認する場合があります。ので、引き続き、関係書類の適切な管理をお願いします。

<対外決済書類に係る一覧表の作成・提出【御協力依頼(任意)】>

輸入貨物の通関と対外決済が多数ある場合には、輸入承認証の裏面の通関実績と対外決済書類の照合を行うため、任意により対外決裁書類に係る一覧表を提出いただいて来たところですが、この度、様式(例)を用意しましたので、御活用いただくようお願いします(経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載しましたので、ダウンロードして御使用ください。)。なお、各者の従来様式を使用いただくことも構いません。引き続きまして輸入割当業務への御理解と御協力をお願いいたします。

目次

1 2	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位 輸入割当方式及び輸入割当限度金額	
3	原産地	. 4
4	申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと)	
	(1) 商社割当てA1(実績割当て)	4
	(2) 商社割当てA2(追加実績割当て)	4
	(3)漁業者割当て	4
	(4) 先着順割当て	4
5	申請者の資格及び申請手続等 (1) 商社割当てA1(実績割当て)	
	① 申請者の資格	
	② 申請書類(電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。)	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	
	(2) 商社割当てA2(追加実績割当て)	6
	① 申請者の資格	
	② 申請書類	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	
	(3) 漁業者割当て	. 8
	① 申請者の資格	
	② 申請書類	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	
	(4)先着順割当て	. 9
	① 申請者の資格	
	② 申請書類	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	

6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続(商社	
A 1 (実績割当て)及び漁業者割当てを申請する場合に限る。)	
(1)申請時に必要となる情報	12
(2)申請受付期間	12
(3)添付書類	12
(4) その他	13
7 本輸入発表に関する問合せ先	13
〔別紙様式1一①〕(商社割当てA1申請用)「水産物」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	14
〔別紙様式1一②〕(商社割当てA2申請用)「水産物」の輸入割当期別輸入通関実績集計割	長 . 15
〔別紙様式2〕「水産物」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを記	正する
書類	16
〔別紙様式3〕輸入通関実績表	
[別紙様式4一①] (商社割当てA2追加申請用)「水産物」輸入割当消化状況報告書	19
〔別紙様式4一②〕(先着順割当て追加申請用)「水産物」輸入割当消化状況報告書	20
〔別紙様式5〕「水産物」の輸入通関実績報告書	21
〔別紙様式 6〕申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の	生員で
あることを証明する書類	22
「別紙様式7〕対外決済を伴う取引であることの誓約書	23

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表 の番号等	商 品 名	申請に用いる 数量単位
0301 • 99-2 03 • 02 03 • 03 03 • 04 03 • 05 03 • 07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ 及び乾燥の水産物(ただし、にしん、す けそうだら、たらの卵、いか及び干しす るめを除く。)並びにそれらの魚種のフィッシュミール	米ドル

(注)水産庁長官が定める「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」(平成24年5月 8日付け24水漁第248号、最終改正平成30年2月23日)に基づき養殖用と確認 された活のかんぱち稚魚は、輸入割当ての対象外となります。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度金額

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度金額(万米ドル)
商社割当てA1 (実績割当て)	2, 800
商社割当てA2(追加実績割当て)	1, 000
漁業者割当て	3 0 0
先着順割当て	4 0 0
計	4, 500

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国は、大韓民国に限る。

4 申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと)

(1) 商社割当てA1 (実績割当て)

平成30年8月22日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省別館1階114各省庁共用会議室

(2) 商社割当てA2(追加実績割当て)

平成30年9月5日から平成31年6月4日まで(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口:経済産業省本館 14階西8

(3)漁業者割当て

平成30年7月30日から平成31年7月29日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口:経済産業省本館 14階西8

(4) 先着順割当て

平成30年9月5日から平成31年3月4日まで(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口:経済産業省本館 14階西8

5 申請者の資格及び申請手続等

(1) 商社割当てA1 (実績割当て)

① 申請者の資格

過去の「水産物」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者であって、次の全ての要件を 満たす者

- ア 当該輸入割当てにより平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に水産物を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、水産物を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関した水産物全額について、5の(1)の②の(b)及び(g)の書類によって証明されたものをいう。)
- イ 平成28年度「水産物」の輸入発表(平成28年7月25日付け輸入発表第5号をいう。 以下同じ。)に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該輸入割当てを受けた日から 平成30年3月31日までの水産物の輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当金額の8 0%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の80%以 上。)であること(消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く。)など の申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)
- ② 申請書類(電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。)
 - (a) 輸入割当申請書(2通)
 - (b) 5の(1)の①のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
 - (c) 平成28年度「水産物」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあっては、輸入承認証の原本及びその写し並びに輸入割当証明書の写し
 - (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表 (別紙様式1-① (商社割当てA1申請用))
 - (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類 (別紙様式 2) 及びこれに係る添付書類
 - (f) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員である ことを証明する書類(別紙様式6)
 - (g) 対外決済を伴う取引であることの誓約書(別紙様式7)
 - (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (i) その他審査に必要と認められる書類
 - (注1) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。
 - (注2)自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、支払先銀行(国名又は地域名を含む。)及び金額が確認できるもの。)は提出する必要がない。ただし、5の(1)の③の場合は提出の必要が生じる。その場合、当該対外決済書類の写しの提出について申請受付日の翌日以降に、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載するので、掲載日の翌日から起算して2営業日以内に当該対外決済書類の写しを提出すること。また、その他、後日必要に応じて確認する場合があるので、引き続き、関係書類の適切な管理を行うこと。

③ 割当基準

輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、2の輸入割当限度金額を5の(1)の②又は6の(3)の②により提出された5の(1)の①のアに示す期間に係る水産物の輸入通関実績に応じ、あん分して得た金額の範囲内で申請のあった金額を割り当て

る。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。)。(ただし、商社割当てA1(実績割当て)を申請している法人又は個人が、申請受付日から9か月以内(合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。)に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。)

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

- イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期 間は各々原則6か月である。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月 10日までに輸入通関実績報告書(別紙様式5)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室へ提出しなければならない。
- エ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないこと がある。
- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住 所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(2) 商社割当てA2(追加実績割当て)

① 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当てA1(実績割当て)を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は平成29年度「水産物」の輸入発表(平成29年7月26日付け輸入発表第5号をいう。以下同じ。)に基づき先着順割当てを受けた者(当該先着順割当ての実績に基づき、当該年度に既に商社割当てA2(追加実績割当て)を取得した者は除く。以下、5の(2)において同じ。)であって、次の全ての要件を満たす者

- ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までに水産物を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、水産物を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した水産物全額について、5の(2)の②のアの(b)及び(c)の書類によって証明されたものをいう。)
- イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当金額の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当金額の80%以上。)であること(平成29年度「水産物」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)
- ウ 本輸入発表に基づき既に商社割当てA2(追加実績割当て)を受けている者にあっては、 輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当金額の80%以上であること

② 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の商社割当てA2(追加実績割当て)を申請する場合 (a) 輸入割当申請書(2通)

6

- (b) 5の(2)の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
- (c) 5の(2)の①のアに示す輸入通関した水産物全額に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、支払先銀行(国名又は地域名を含む。)及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)
- (d) 5の(2)の①のイに係る輸入割当証明書の写し
- (e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-②(商社割当てA2申請用))
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者 (代理者が申請手続を行う場合は代理者) の社員であることを証明する書類 (別紙様式6)
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類
- イ 本輸入発表に基づき2回目以降の商社割当てA2(追加実績割当て)を申請する場合
 - (a) 輸入割当申請書(2通)
 - (b) 当該輸入割当証明書の写し
- (c) 5の(2)の①のウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書 (別紙様式4-1) (商社割当てA2追加申請用))
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類
- (注)上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

1申請者1回当たりの割当金額は50万米ドルを限度とし、申請のあった金額を2の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、申請受付開始日(平成30年9月5日)に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

- ア 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数 の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない 本人又は代理者が申請する必要がある。
- イ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。)。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2

分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

- ウ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月 10日までに輸入通関実績報告書(別紙様式5)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室へ提出しなければならない。
- オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないこと がある。
- カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住 所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(3)漁業者割当て

① 申請者の資格

外国の排他的経済水域で漁業を営む者、その者が直接若しくは間接の構成員となっている 団体であって、水産庁長官から認められた者又は当該団体から発注を受けた者

- ② 申請書類(電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。)
 - ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体
 - (a) 輸入割当申請書(2通)
 - (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
 - (c) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
 - (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (e) その他審査に必要と認められる書類

イ 当該団体から発注を受けた者

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 当該団体からの発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類
- (注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

5の(3)の②又は6の(3)の③により提出された水産庁長官から認められたことを証する書類又は発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てる。

④ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
- イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4 月、7月及び10月の各月10日までに、前3か月分の輸入通関実績を、水産庁長官から 認められた者に報告しなければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関 実績に係る輸入承認証の写しを併せて水産庁長官から認められた者に提出すること。なお、 当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易

管理部貿易審査課農水産室に提供される。

- ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住 所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(4) 先着順割当て

① 申請者の資格

5の(1)又は(3)のいずれかを申請する者及び5の(2)による輸入割当てを受けることが確実な者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

- ア 申請受付開始日(平成30年9月5日をいう。以下同じ。)に申請する者にあっては、 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に実行関税率表第1部から第 4部までに属する貨物(食料品に限る。)を10万米ドル以上を自己の名と計算において 輸入通関した実績を有し、水産物を自己の名と計算において輸入通関することが確実であ ると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行わ れていること及び行われること。)
- イ 平成30年9月6日以降に申請する者にあっては、平成29年4月1日から申請日の前日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。)を自己の名と計算において輸入通関した実績(10万米ドル未満であっても可)を有し、水産物を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- ウ 本輸入発表日(平成30年7月26日)以降に水産物の輸入契約を締結していること
- エ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関することが確実であると認められること
- オ 平成29年度「水産物」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、輸入 通関実績(消化実績)が当該輸入割当金額の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者 にあっては、各々の輸入割当金額の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の 場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があ ると認められる場合は、この限りではない。)
- カ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあっては、当該輸入割当てを既 に消化(当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。)しているか又は消化する見 込みがあること

② 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、 船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記さ れているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
- (c) 5の(4)の①のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - 輸入承認証の原本及びその写し
 - 輸入許可通知書の写し
- ※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあっては、 輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の原本及びその写し
- (d) 5の(4)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者(申請者)あ

てのインボイスの写し(ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。)

- (e) 5の(4)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空貨物運送状(A WB)又は船荷証券(B/L)の写し(ただし、輸入承認証の原本及びその写しを提出する場合は不要。)
- (f) 5の(4)の①のア又はイについての輸入通関実績表(別紙様式3)
- (g) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類 (別紙様式 2) 及びこれに係る添付書類
- (h) 申請書類を持参する者が申請者 (代理者が申請手続を行う場合は代理者) の社員であることを証明する書類 (別紙様式6)
- (i) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (j) その他審査に必要と認められる書類
- (注1)以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。
- (注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、 船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記さ れているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
- (c) 当該輸入割当証明書の写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4-②(先着順割当て追加申請用))
- (e) 当該消化状況を証する書類
 - 既に消化しているものについては、輸入承認証の原本及びその写し
 - 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス(船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。)の写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類 (別紙様式 2) 及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類
- (注1)以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。
- (注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

1申請者1回当たりの割当金額は30万米ドルを限度とし、契約金額の範囲内で申請のあった金額を2の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てる(既に先着順割当てを受けている者にあっては、原則として当該輸入割当ての未消化分の金額を除いた金額を割り当てる。)。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当てを行うこととする。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

ア 申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受け

た日から9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通 関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関しな ければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のIIに記載された金額の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面(不使用報告書)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関実績(消化実績)が輸入割当金額の80%未満(2回以上の輸入割当てを受けた者にあっては、いずれかの輸入通関実績(消化実績)が輸入割当金額の80%未満。)の場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

- エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。
- オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人 (既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを 申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重 複申請であるとみなし、割当てを行わない(申請している支配関係にある法人又は個人 の全てに対して割当てを行わないこともある。)。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月 10日までに輸入通関実績報告書(別紙様式5)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査 課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び 代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、 支払先銀行(国名又は地域名を含む。)及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証 の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承 認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)を併せて提出する。

- キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当て を行わないことがある。
- ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、 住所及び当該割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続(商社割当 てA1 (実績割当て)及び漁業者割当てを申請する場合に限る。)

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。)の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。)及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の規定を準用すること。なお、この場合においては、以下に注意すること。

(1) 申請時に必要となる情報

- 品目コード
 KF
- ② 申請受付窓口及び申請部署コード 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 SAE

(2)申請受付期間

- ① 商社割当てA1(実績割当て) 平成30年8月22日
- (注)申請受付日(平成30年8月22日)の午前0時から午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。
- ② 漁業者割当て平成30年7月30日から平成31年7月29日まで
- (注1) 申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。
- (注2) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、 申請受付期間内に申請されたものとする。

(3)添付書類

- ① 運用通達に規定する別紙参考様式第1による、申請者本人が申請にあたって提出すべき書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)
- ② 商社割当てA1 (実績割当て)を申請する場合
 - (a) 5の(1)の①のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
 - (b) 平成28年度「水産物」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)並びに当該年度の輸入割当証明書の写し
 - (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-①(商社割当てA1申請用))
 - (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類 (別紙様式 2) 及びこれに係る添付書類
 - (e) 対外決済を伴う取引であることの誓約書(別紙様式7)

- (f) その他審査に必要と認められる書類
- ③ 漁業者割当てを申請する場合

ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体

- (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書
- (b) その他審査に必要と認められる書類
- イ 当該団体から発注を受けた者
 - (a) 当該団体からの発注書及びこれに係る原本証明書
 - (b) その他審査に必要と認められる書類
- ④ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書(様式自由)
- (注)添付書類等については、申請受付窓口に持参又は郵送で提出することができる。

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」 (平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号 ・輸入注意事項12第7号)に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNA CCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室

T100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

e-mail: qqfcbj@meti.go.jp

ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

7 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)

T100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03 (3501) 0532

電話対応時間

9:30~17:00(12:00~13:00を除く。)

(ただし、行政機関の休日を除く。)

ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/importquota.html

「水産物」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

(平成 年 月 日現在)

単位:米ドル

	年 度 別	平成28年度	平成29年度	合 計
	当年月日			
	当証明書番号			
	当金額			
輸入承	認金額			
平成 2 計	9年3月31日までの輸入通関実績累			
н1	平成29年 4月分			
輸	5月分			
	6月分			
入	7月分			
	8月分			
通	9月分			
	1 0 月分			
関	1 1 月分			
関	1 2 月分			
実	平成30年 1月分			
	2月分			
績	3月分			
	⑥ 合 計 (平成29年4月			
	~平成30年3月)			
輸入通	関実績総計 (⑤+⑥)			
輸入消	i化率 (⑦÷③=%)			

- (注) 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示に すること。
 - 2 平成27年度以前の「水産物」の輸入発表に基づく商社割当てにより⑥の期間に輸入通関があった場合は、年度別欄に該当する年度を追加の上、輸入通関実績を記入すること。
 - 3 用紙は、A列4番横長とすること。

(平成 年 月 日現在)

「水産物」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所 会 社 名

単位:米ドル

年 度 別 平成29年度 平成30年度 平成30年度 (先着順割当て) (商社割当てA1) (先着順割当て) 分 区 ① 輸入割当年月日 ② 輸入割当証明書番号 ③ 輸入割当金額 ④ 輸入承認金額 平成29年 9月分 10月分 11月分 輸 12月分 平成30年 1月分 入 2月分 3月分 诵 4月分 5月分 関 6月分 7月分 実 8月分 9月分 績 10月分 11月分

- (注) 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示にすること。
 - 2 用紙は、A列4番横長とすること。

⑤ 合計(平成29年9月

⑥ 輸入消化率

~平成 年 月)

 $(5) \div (3) = \%$

〔別紙様式2〕

「水産物」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項		目		水産物										
(1)社		名	i											
(2)登記	簿上の住所	ビル名 階数明	- 1											
(3)実際	の営業場所	斤(同上)											
(4)電	話	番	를											
(5)代	表	7	耆	ı	氏 名	i		の !		非専従の 兼職先の 及び兼職 おける役	名称)		当	ての有無
							<u> </u>		非			-		無
									非					無
	- "	45	_						非					無
(6) そ	の他の	役員	Į						非					無
									非			-		無
									非					無
/3\ =	*	4				<i>p</i>			非	-			•	無
	従の職		数	(+D)k 4	ገ므 <i>ւ ይ</i> ነ	名	(8)) };	央算時期 /#		<i>,,</i>	~		月
び職員	産物」の担 の氏名	ヨの役員	Į ĮŽ	(担当1)	设員氏名))			(15	3当職員氏名)			
				J	氏 名		ŧ	寺梯	数	持株数の紀に占める比		I	〈産	る場合に 物」の輸 有無
(10) 株主	構成 持模	・数の順)								%	有	•	無
(10)	上位	5名を									%	有	٠	無
	し 記 載	t.	J								%	有	•	無
											%	有	•	無
											%	有	٠	無
当て若	入発表に基 しくは先着 ている他の	順割当て	を							資総額の25 ないこと。	}の 1 起	超を直接者	まし	くは間接
人(既	に割当てを 。)と支配	取得した	:者			員総数の ヽこと。	2分(の 1	超を他	の申請者の	役員又	は職員が	兼ね	る関係」
ことの	確認				③「同- こと。		又は個	人	に直接	若しくは間打	妾に支配	配される	月係	」にない
(①~④に の□にチ:	ついて催認ェック(☑)		- 1		④ Γこれ	いら関係の	と同視	ll	得る関	係があると認	められ	いる関係」	にな	いこと。
~ 済方法	産物」の輸 ③、④のい けること			①L/0 ②T/1 ③B/0 ④そのfl		銀行:				開設依	頼人:)
(13) 国 [内 販 売	予定分	ŧ	社		名			種	別		数	-	t

(以下は記入しないこと)

法 人 登 記	可・否	役員構成	可 ・ 否 〔 親会社 〕 ホルダー	
			非ホルダー	-
独立の事務所	可・否	株主構成	可 ・ 否 〔 親会社 〕 ホルダー	
			非ホルダー	-
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判 定	可 · 否 1 会社としての実体なし	
			2 他のホルダーの支配あり	

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、 当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は 専従とみなす。)。
 - 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
 - 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
 - 4 (6) 及び(13) の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

[添付書類(各1部)]

① 法人の場合

(株式上場会社)

・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し (電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの 写しを添付のこと。)
- 直近1か年の決算報告書
- ※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- 申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

輸入通関実績表(平成29年4月1日から平成 年 月 日まで)

住 所 会 社 名

輸入承認証(I/L)又は	は輸入許可通知書			輸	入	通	関	実	績		
輸入承認証番号	送状金額(I/L)										
又は申告番号	又は通関金額	通関年月日	商	品	名			数	量	金	額
									キログラム		米ドル
合 計											

- (注) 1 輸入通関実績の「金額」欄は以下により記載すること。
 - ① 輸入承認証の場合は、送状金額を記載し、輸入許可通知書の場合は、通関金額を記載すること。
 - ② 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ③ 輸入承認証(数量により輸入割当てが行われたもの)の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ④ 輸入承認証<u>(金額により輸入割当てが行われたもの)</u>の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示にすること。
 - 2 用紙は、A列4番横長とすること。

「水産物」輸入割当消化状況報告書

住 所 会 社 名

(平)	成 年	月 日現在)	単位:米ドル
区	分	割当方式	商社割当てA2
1	輸入割当年	月日	
2	輸入割当証	明書番号	
3	輸入割当金	 額	
4	輸入承認金	 額	
⑤	4÷3=%		
		平成30年 9月分	
	輸	1 0 月分	
	入	1 1 月分	
		1 2 月分	
	通	平成31年 1月分	
	88	2月分	
	関	3月分	
	実	4月分	
		5月分	
	績	⑥ 合 計 (平成30年9月	
		~平成 年 月)	
7	輸入消化	率 (⑥÷③=%)	

- (注) 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」) で換算し、米ドル表示にすること。
 - 2 用紙は、A列4番横長とすること。

「水産物」輸入割当消化状況報告書

住 所 会 社 名

(平成 日現在) 単位: 米ドル 年 月 輸入割当証明書 輸入承認証 I/L未振替 輸入通関実績 I /L振替後 (IQ) (I/L)割当年月 承認年月 ② (7) 割当 1 効 ⑨のうち 金 額 失 効 有 今回申請 不足金額 日及び 証明書 金 額 日及び 金 額 失 効 有 効 年月日 失 効 有 効 金 額 金 額 金額計金額計 に係る 有効期限 有効期限 金 額 金 額 (1)-(9)番 号 **—(10)**) (3+6)(4)+(7) 契約金額 契約金額 先 1 着 τ 3 合計

⁽注) 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示にすること。

² 用紙は、A列4番横長とすること。

「水産物」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	KF - (AE) - 18 -	
割 当 方 式 (該当を〇囲み)	商社A1 ・ 商社A2 ・ 先着順	
割 当 日	平成 年 月 日	
割当金額 (米ドル) (A)		

出	年	月	日	
	社		名	
当	者	Í	名	
	Α		Χ	
		社	社 当 者	

※輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示にすること。

年						年計	累計	残額	消化率 (%)							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A) – (B)	(B) / (A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を〇囲み) 有効 ・ 失効

- ※失効とは次のいずれかの場合
 - ①割当金額全額を消化した(消化率100%)場合
 - ②I/Lの有効期限が到来した場合

※先着順割当てにあっては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証(I/L)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有	無()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有	無()

- ※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに郵送にて提出してください。
- 提出先:〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て
- (注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式6〕

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名 記名押印 又は署名 資格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成30年7月26日付け輸入発表第5号に基づく「水産物」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

対外決済を伴う取引であることの誓約書

経済産業大臣 殿

申請者名 記名押印 又は署名 資 格

平成30年7月26日付け輸入発表第5号に基づく輸入割当てが、原則として対外決済を伴う取引を対象としていることを認識しており、商社割当てA1の申請者の資格である過去の「水産物」の商社割当てに基づく自己の名と計算において輸入通関した実績は、対外決済を伴う取引であることを誓約します。また、当該「水産物」全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類を保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「水産物」の商社割当てA1について、いかなる取扱いを受けても異存はありません。

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。